

## 誓約書

### 慶（よろこび）

世界的に新しい生活様式とともに価値観までも変えてしまった新型コロナウイルスの発生により、半田の山車祭りも大きな影響を受けました。第九回はんだ山車まつりも一年の延期となり、現在も未だ収束の時期は不透明なままです。

このような状況下での開催には、確かな意義と共感が不可欠なものです。

これほどまでに安寧な世の中を願う気持ちは、戦後以来と言っても過言ではありません。私たち市民は山車文化における壮麗な様式美、形式美、そして、何より地域に誇りと感じ、その結びつきを大切にしています。このように地域がまつりを通じて結びつき、郷土愛を育んでいる地域が集まっている市は、全国的に見ても稀有な存在といえるといえます。

新型コロナウイルスの感染対策やニューノーマルな生活様式にも慣れ、共存していく必然性や理解が広がっていることも事実です。

ただ、これまでお祭りやイベントは極力開催が見送られてきました。

このまま中止や延期というリスクを回避することの連続では、新型コロナウイルスとの共存ではなく、忌まわしい記憶と記録が残るのみとなります。

いまこそ、このコロナ禍を乗り越えた慶びを市民一人ひとりと分かち合うために、第九回はんだ山車まつりを開催すべきと考えます。

私（当社）は、第九回はんだ山車まつり（以下「山車まつり」と言います。）の公式認定を受けるにあたり、第九回はんだ山車まつり実行委員会（以下「実行委員会」と言います。）に対し、下記事項を誓約致します。

### 第1項（テーマ）

「山車まつり」のテーマが「慶（よろこび）」であること、及び、テーマを形にした商品に対して公式の認定が行われることを確認しました。

### 第2項（販売の目的）

公式認定グッズの販売は、令和5年10月28・29日に開催を予定する「第九回はんだ山車まつり」を広く全国に発信し、山車まつり開催を盛り上げることを目的として行います。

### 第3項（遵守事項）

公式認定グッズとして申請した要件に基づいた商品を出品することを確認します。

- ・申請したイラストや写真のイメージに沿うものであること（別商品と判断される場合には、別途、認定料が発生する場合があります。）
- ・パッケージ等に価格を明記すること
- ・販売方法として、一般通常人をして、特定の政治、思想、または、宗教活動につながると連想させるおそれがないもの、並びに、法令や公序良俗に反するおそれがないもの
- ・販売期間中（事前販売、当日販売、及び、事後販売販売期間を含む）、公式認定グッズとして販売する商品には、専用の「認定ロゴ」を掲載すること
- ・認定商品が、他の認定者と競合することもあること
- ・粗悪品、欠陥品、品質低下、製品事故等が起こらないよう万全の配慮を行うこと
- ・公式認定グッズは、山車まつりのホームページでも随時配信すること
- ・公式認定グッズ販売・掲載方法は、第九回はんだ山車まつり実行委員会に一任すること

- ・公式認定グッズにおいて事故等の問題が生じたとき、速やかに実行委員会に報告すること
- ・全国観光土産品公取協議会の公正競争規約に定める必要表示や過大包装の禁止等の事項を厳守して販売を行うこと

#### 第4項（販売手数料）

認定後、納付した認定料とは別に、実行委員会に対し、次の区分による計算方法のとおり、販売手数料を支払義務があることを認めます。

(商品価格の15%の金額) × (販売数)

販売		実行委員会 所管店舗	認定者 事業所
事前	可否	○	○
	販売手数料	○	×
当日	可否	○	○
	販売手数料	○	×
事後	可否	×	○
	販売手数料	—	×

#### 第5項（保険加入義務）

第7項の規定に関わらず、認定者は、実行委員会に対し、公式認定グッズ販売期間中、公式認定グッズから発生する事故等に備え、適切な保険に加入していることを誓約し、事前販売開始前までに、同委員会に対し、この資料を送付するものとします。

#### 第6項（相殺）

公式認定グッズの当日販売について、販売所により販売された商品の販売手数料（第4項の計算によるもの）は、令和5年11月末日までに、売上金から控除して支払うことに同意します。

ただし、振込希望の場合、手数料は認定者にて負担します。

#### 第7項（契約不適合等）

公式認定グッズの品質・製品に契約の不適合があるとされたときは、認定者の責任で対応することとし、実行委員会に対応と結果を報告するものとします。

そのため、公式認定グッズには事業者名、連絡先を明記します。

#### 第8項（損害額の予定）

認定後、指定した期日までに認定料の支払いがないときは、公式パンフレット掲載及びそれに付随して掛かった費用を負担します。

#### 第9項（認定取消し）

認定後、申請手続、認定グッズ、及び、販売方法などに不正が発覚した場合、公式認定グッズの販売許可を取り消されることがあることを確認しました。

また、公式認定グッズ販売を取り消しても認定料の返金を求めません。

(例)

申請価格と異なる価格で商品を販売及び販売しようとした場合その他の実行委員会にて不正と判断する場合には販売許可の取消しを行います。

#### 第9項（連絡先等）

山車まつりの公式認定グッズに関する問合せは次のとおりであることを確認しました。

##### 1 事務局所在地

〒475-8666

愛知県半田市東洋町二丁目1番地

(半田市役所観光課内)

第九回はんだ山車まつり実行委員会事務局

##### 2 問合せ

電話：0569-84-0689

(平日8:30~17:15)

FAX：0569-25-3255

Eメール：kanko@city.handa.lg.jp

2023年 月 日

印